監事監査報告書

2026（令和８）年５月23日

学校法人　梅花学園
理　事　会　御中
評議員会　御中

学校法人　梅花学園
監事　宮内雅也
監事　西山京津子
監事　孫仁美

私たち監事は、私立学校法（令和７年４月１日施行）第52条第１項第１号及び学校法人梅花学園寄附行為第１７条の規定に基づき、学校法人梅花学園（以下、「本法人」といいます。）の2025（令和7）年度（令和７年４月１日から令和８年３月31日まで）の本法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1.　監査の方法及びその内容

私たちは監査にあたり、理事会、評議員会及びその他重要会議に出席し、理事及び職員等から報告を受け、必要に応じて意見を述べたほか、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。

また、事業報告書に記載されている理事の職務の執行が、法令及び寄附行為に適合することを確保するための体制その他学校法人の業務の適正を確保するために必要なものとして、私立学校法施行規則第 13 条各号に定める体制の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制体制）について、理事及び職員等からその構築及び運用状況について報告を受け、必要に応じて意見を述べました。

計算関係書類及び財産目録については、会計監査人から、「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（私立学校法施行規則第37条３号）を整備している旨の通知を受け、その職務の執行状況について報告を受けました。

2.　監査の結果

（1）事業報告書等の監査結果

事業報告書及びその附属明細書は、法令又は寄附行為に従い本法人の状況を正しく示しているものと認めます。

理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。

内部統制体制に関する理事会決議の内容は相当であり、内部統制体制に関する事業報告書の記載内容及び理事の職務の執行についても指摘すべき事項はありません。

（2）計算関係書類及び財産目録の監査結果

会計監査人（内本公認会計士事務所）の監査の方法及び結果は相当であることを認めます。

以上